

令和8年度「不正大麻・けし撲滅運動」を実施します

麻薬の原料となるけしが、日本各地で自生しており、令和7年度は、県内で約8千本の自生けしが確認されました。けしを免許なく所持・栽培することは法律で禁止されていますが、「植えてもよいけし・植えてはいけないけし」に関する判別知識の不足から、「植えてはいけないけし」を観賞用として栽培する事例や、自生が放置されてしまう事例が後を絶ちません。

そこで本県では、大麻やけしに関する正しい知識の普及を図るとともに、不正大麻・けしを発見、除去するために、令和8年度も下記のとおり「不正大麻・けし撲滅運動」を実施します。

記

1 実施期間 令和8年4月1日 から 同年6月30日まで

2 実施事項

- (1) 広報誌、報道機関、各種集会等を通じて、この運動の普及啓発を行います。
- (2) 教育委員会等と協力し、児童・生徒に対し、この運動の普及活動を行います。
- (3) 関係機関と連携してパトロールを実施し、不正に栽培・自生している大麻や「植えてはいけないけし」を発見したときには速やかに除去等の措置を行います。
- (4) 市町村役場、警察署等でポスター掲示やパンフレット配布を行い、地域への周知を図ります。

詳細は、裏面及び下記 URL を御確認ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050400/yakuran/taimakeshi.html>

(連絡先)

福祉保健部福祉保健政策局薬務課 指導班

担当：森本

電話：073-441-2663

内線：2663

(裏面)

大麻や「植えてはいけないけし」を不正栽培することは法律で禁止されています。
発見した場合は、薬務課又は県立保健所（支所）へご連絡ください。
以下の写真は「植えてはいけないけし」と「植えてもよいけし」の一例です。

植えては**い**けないけし

植えても**よ**いけし

アツミゲシ

ヒナゲシ

花



つぼみ



「つぼみの表面はなめらか」
「つぼみの表面と茎に毛がある」

「つぼみの表面に凸凹がある」
「つぼみの表面と茎が毛に覆われている」

果実



葉



「茎上部の葉は茎を抱き込む」
「葉の縁が不規則なギザギザ」

「葉は茎を抱き込まない」
「葉は深い切れ込みがある」